

第162回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成27年2月16日(月) 10:00~12:00
県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員
川添委員、渡邊委員、北澤委員、柳委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「ホームプラザナフコ篠栗店」に係る変更届出について
- (2) 「(仮称)ドラッグコスモス勝立店」に係る新設届出について
- (3) 「(仮称)ドラッグストアモリ大川店」に係る新設届出について
- (4) 「(仮称)行橋西泉複合商業施設」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「ホームプラザナフコ篠栗店」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「(仮称)ドラッグコスモス勝立店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称)ドラッグストアモリ大川店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から駐輪場の位置及び台数、騒音予測地点と騒音発生源の距離、廃棄物等保管庫の高さについて質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (4) 「(仮称)行橋西泉複合商業施設」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から店舗前面道路のポストコーンの設置場所、来客車両の誘導経路、搬出入計画、平面図兼配置図の標記について、騒音予測地点と騒音発生源の距離について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。